

パブリックコメント期間中にいただいたご意見と本市の考え方

- 1 パブリックコメント実施期間 平成22年4月21日から同年5月24日まで(34日間)
- 2 いただいたご意見の総数 210件(139名)
- 3 いただいたご意見の内容と本市の考え方 以下のとおり

いただいたご意見	本市の考え方
1 基本構想について	
<p>児童福祉センター自体の移転改築に関するビジョンも必要ではないか。</p>	<p>本基本構想は、増加する児童虐待や障害相談への対応、発達検査、診断、療育の待機といった現在生じている課題の解消を目指すため、市南部地域(南区、伏見区)に設置しようとする第2児童福祉センターの機能やあり方を取りまとめたものであります。また、第2児童福祉センターの設置に伴い、現在の児童福祉センターに設置されている青葉寮や一時保護所が抱える課題を解消するため、移転、再整備が必要であることを掲げるとともに、現児童福祉センターと第2児童福祉センターのみならず、本市の他の行政機関や関係機関、さらには地域住民の皆さまとも協働して取り組むべき今日的な新たな課題についても掲げ、今後、本市が取り組むべき方向性等も示しております。</p> <p>今後とも、子育て支援が行き届いたまちづくりの実現に向け、努めてまいります。</p>
<p>第2児童福祉センターのような施設のニーズは今後どんどん高まっていくと思う。</p>	<p>市民の皆様のニーズの高まりに応えるためにも、第2児童福祉センターを設置することは必要であると考えております。</p>
<p>児童福祉センターが増設されることで相談しやすくなり、好ましい。</p>	<p>第2児童福祉センターが有効に機能し、利用者の目線に立った迅速かつ的確な相談支援ができるよう、努めてまいります。</p>
<p>第2児童福祉センターの設置に当たって、発達障害児に対する診療の強化だけでなく、身体障害児に対するリハビリを充実して欲しい。</p>	<p>第2児童福祉センター診療部門では、現在児童療育センターで実施している、運動発達遅滞やダウン症候群の乳幼児を対象とした専門外来を設け、理学療法士によるリハビリ(理学療法)を行うこととしております。また、身体的な障害のある児童のリハビリについては、他の機関で実施しております。</p>
2 児童福祉センターにおける施策の実施状況と課題について	
(1) 施策の実施状況と現在の課題	
—	—
(2) 今日的な新たな課題	
—	—
3 課題への対応について	
(1) 現在の課題への対応	
<p>発達障害者支援センター「かがやき」の内容を、より充実させて欲しい。発達障害を持つ子どものカウンセリングの場所、就労支援の内容を更に充実させて欲しい。</p>	<p>御指摘の内容も踏まえ、相談支援事業、就労支援事業の充実に努めるとともに、直接指導プログラムについては待機の解消を目指して体制を強化したところであります。</p>

<p>障害分野の予算を増額して欲しい。</p>	<p>児童療育センターに設置している療育部門については、障害相談部門、診療部門を第2児童福祉センターに移転、拡充をするとともに、その移転後のスペースを活用して療育事業を実施し、受入れ枠の拡充を図ります。</p> <p>障害のある児童等への支援については、「支えあうまち・京のほほえみプラン」に基づき、施策の充実に努めてまいります。</p>
<p>児童療育センターの療育体制を充実して欲しい。</p>	<p>障害のある児童の療育事業については、これまでから児童ディサービス事業や、総合療育事業の拡充を行ってきたところですが、今後とも療育ニーズを踏まえ、適切に対応してまいります。</p> <p>児童療育センターにおいては、障害相談部門、診療部門の第2児童福祉センターへの移転拡充と、その移転後のスペースを活用し、療育事業の拡充を図ってまいります。</p>
<p>療育を受けるために待機している子どもたちを、早期に受け入れる体勢が必要である。</p>	
<p>発達検査や自閉症の確定診断までの待機時間の長さを解消するためには、第2児童福祉センターを作ることだけで満足せず、十分な取組を行っていく必要がある。</p>	<p>発達検査や自閉症の確定診断の待機については、これまでから専門職員の増員等、体制の充実に努めてきたところであり、第2児童福祉センターの設置に伴い、体制を拡充することにより、さらなる改善が見込めるものと考えており、今後とも、事業の充実に努めてまいります。</p>
<p>右京・西京地域や、左京・山科地域に、第3、第4の児童福祉センターを設置する必要がある。</p>	<p>増加する児童虐待や障害相談への対応、発達検査、診断、療育の待機といった現在生じている課題等の解消を目指すため、相談件数の約3分の1を占めている南区、伏見区を対象に、市南部地域における拠点として第2児童福祉センターを開設することとしたものであり、これにより、様々な課題の解消に努めてまいります。</p>

(2) 今日的な新たな課題への取組

<p>保育所や児童館、学校、幼稚園等、地域との連携を十分に行って欲しい。</p>	<p>本基本構想においても、関係者、関係機関の連携の強化については、今日的な新たな課題として掲げており、今後、一層の連携強化に努めてまいります。</p>
<p>福祉事務所や保健所でも子育てが相談できるよう、児童相談所ともっと連携して欲しい。</p>	<p>福祉事務所(子ども支援センター)や保健センターにおいては、これまでから子育て相談に対応しており、専門的な内容については、児童相談所をはじめとした関係機関と連携して対応しているところですが、今後とも、各機関との連携のより一層の強化に努めてまいります。</p>
<p>各区の保健センターや子ども支援センターの機能を充実して欲しい。</p>	
<p>保健センターの健診と、しっかり連携して欲しい。</p>	<p>保健センターにおける健診をはじめ、育児支援家庭訪問事業等において、児童虐待や発達障害のある児童等に対する相談支援に係る連携の強化に、これまでから努めているところであります。</p>
<p>子どものフォローはもちろんのこと、保護者のフォローも十分に行って欲しい。</p>	<p>これまでから児童虐待や発達障害に係る相談等において、児童やその家族への支援を行ってきたところですが、今後とも、その支援の強化に努めてまいります。</p>

4 運営主体について

(1) 運営主体

<p>こぐま園やカンガルー教室だけでなく、ライオン教室も民間の社会福祉法人で運営することができると思う。</p>	<p>児童福祉センターにおいて、ライオン教室はうさぎ園(難聴幼児通園施設)、こうさぎ教室とともに一体として運営してきたこと、民間による運営実績が乏しいこと、言語聴覚士の確保が難しいこと等を勘案し、引き続き本市が運営していくことが適切であると考えております。</p>
<p>市の財政状況が厳しいのであれば、入所者が少ない一時保護所は廃止し、削れる部分は削るべきである。</p>	<p>一時保護所につきましては、児童相談所の付施設として、児童虐待に係る緊急保護や、児童の援助方針を定めるための行動観察などを行うため、設置しなければならないものと考えております。 なお、本市の厳しい財政状況や職員の効率的な配置を考慮し、第2児童福祉センターにおいては、一時保護所を設置せず、現児童福祉センターに設置している一時保護所を活用することとしております。</p>

<p>民間の療育がいっぱいなのは、公的な療育が不十分だからである。こぐま園、カンガルー教室についても、民間に委託するのではなく、まずは公的機関がもっと努力すべきである。</p>	<p>こぐま園(知的障害児通園施設)、カンガルー教室(総合療育事業)については、民間による多数の運営実績、さらには運営の柔軟性、運営費面でのメリットなどを考慮し、利用者の満足度の向上が期待できるものは、民間活力を積極的に導入する方向で、検討することとしております。</p> <p>今後とも、障害のある児童の施設や療育事業の充実に努めてまいります。</p>
<p>こぐま園へは、他の兄弟も一緒に通えるようにするなど、民営化よりも先にソフト面の充実をして欲しい。</p>	<p>こぐま園では、親と子が一緒に療育を受けていただく必要があるため、やむを得ない理由がある場合を除いて、他の兄弟の同伴を基本的にお断りしております。</p> <p>適切な療育を実施すべく、取り組んでいるところですので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
<p>青葉寮は、職員数等、他の民間の施設と比較して体制が充実している。民設・民営化には反対である。</p>	<p>他都市における民間での運営実績等を踏まえ、民間活力を導入するという観点から民設民営化を検討するものです。民営化に当たっては、柔軟で積極的な事業展開による利用者本位の質の高いサービスの提供ができるよう努めてまいります。</p>
<p>(2) 民営化する場合の課題と対応</p>	
<p>民営化する際には、利用者の混乱を招かないよう、利用者に配慮したスムーズな移管が必要である。</p>	<p>民営化に当たっては、利用者への十分な説明や情報提供、民営化後のフォロー等、利用者へに混乱を招くことがないように、対応してまいります。</p>
<p>5 第2児童福祉センターの機能、体制および設置場所等について</p>	
<p>(1) 第2児童福祉センターの機能及び体制</p>	
<p>児童療育センターの診療部門と療育部門が離れるのは不便になる。しっかりと連携をして欲しい。</p>	<p>第2児童福祉センターを設置することにより、診療部門と療育部門さらには障害相談部門の事業を拡充することとしており、場所は離れますが、今後とも各部門の十分な連携に努めてまいります。</p>
<p>診断後、療育又は生活支援等にきっちりつながる対応をして欲しい。</p>	
<p>療育部門に通う子どもの中には、医療的ケアを必要とする子どももいる。現在は診療部門と療育部門が同じ場所にあり、診療部門の医療スタッフとの連携が可能であるが、第2児童福祉センターに診療部門が移転した後も、療育部門に医師や看護師を配置するなどの配慮が必要である。</p>	<p>児童療育センターにおける診療部門、療育部門については、各々の部門の拡充を図るため、場所は離れることとなりますが、利用者本位の適切、的確な支援ができるよう、その連携に努めてまいります。</p> <p>なお、知的障害児通園施設(きらきら園)については、国の職員配置基準においても嘱託医を配置しなければならないものとされており、今後とも、必要な職員を配置してまいります。</p>

第2児童福祉センターにも、診断、診療部門だけでなく、療育部門を併設して欲しい。現在の児童療育センターにも診療部門を残して欲しい。

今の児童療育センターは診療部門と療育部門が同じ場所にあり、安心できた。児童療育センターの事業内容は、今のままにして欲しい。

相談や診察と療育は共にあるべきだと思う。両者を分断する基本構想案には賛成できない。

1つのセンターが多目的に利用できるよう、診療と療育を一緒にして欲しい。

相談、診療、訓練が同じ施設なのに、療育だけが別であることが疑問である。

第2児童福祉センターにも、療育を受けられる場を作るべきである。

診療部門と療育部門が1つのセンター内にあることで、早期発見・早期療育につながっていると思う。療育というものがどのようなものか、知りたいと思ったときにすぐ知ることができる安心感が得られるセンターの役割は大きい。第2児童福祉センターを作るのであれば、児童療育センターは今のまま残し、同じような機能を持ったセンターを第2児童福祉センターに作るべきである。

第2児童福祉センターには、総合診療科の機能(視力検査ができる)を持たせて欲しい。

児童虐待をはじめとする児童相談、発達障害等の障害相談、自閉症児童等の診療・診断、療育希望等の件数については、増加し続けており、それらに十分対応するために、第2児童福祉センターを設置するものです。

児童療育センターについては、障害相談部門、診療部門を第2児童福祉センターに移転・拡充するとともに、その移転後のスペースを活用して療育事業を拡充し、受入れ枠の拡大を図ることとしており、第2児童福祉センターにおいて各部門の機能を拡充の上、療育部門も併設することはスペース的に困難であります。

今後とも、利用者本位の適切、的確な支援ができるよう、その連携に努めてまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

第2児童福祉センターにおける診療部門については、児童心療科(児童精神科)と小児科の設置を考えており、視力検査については、現児童福祉センターに眼科を設けておりますので、ご利用いただきますようお願いいたします。

<p>訓練室(療育室)を拡大して欲しい。</p>	<p>児童療育センターについては、障害相談部門、診療部門を第2児童福祉センターに移転・拡充するとともに、その移転後のスペースを活用して療育事業を拡充し、受入れ枠の拡大を図ってまいります。</p> <p>また、直接指導プログラムの療育室についても、第2児童福祉センターにおける療育室の増室等、事業拡充について検討しております。</p>
<p>(2) 第2児童福祉センターの設置場所等</p>	
<p>駐車場を十分に確保する必要がある。</p>	<p>乳幼児や障害のある児童を同伴してマイカーで来訪する保護者のため、施設又は施設周辺に一定数の駐車スペースを確保する必要があると考えております。</p>
<p>1階の子育て交流スペースについては、第2児童福祉センターの事業を切り離すのではなく、診療に来た子どもたちも利用できるようにして欲しい。</p>	<p>コミュニティセンター本館1階の多目的ロビー部分を活用、改修し、子育て中の親子が気軽に集えるスペースを設置するものであり、利用対象者については、児童福祉センターを利用される親子、地域にお住まいの子育て中の親子誰でもがご利用いただけるよう、検討してまいります。</p>
<p>南区、伏見区在住ではないが、第2児童福祉センターの方が現在の児童福祉センターよりも近い。南区、伏見区以外の区も対象にして欲しい。</p>	<p>第2児童福祉センターについては、増加する児童虐待相談・通告、発達障害に係る相談件数の約3分の1を占めている利用実績、地域性を踏まえ、南区、伏見区を対象とすることとしたのですが、今後、利用者のニーズや地理的状況等も踏まえ、対応してまいります。</p>
<p>なぜ改進黨コミュニティセンターを使用するのか。交通の便が悪く、場所が分かりにくい。</p>	<p>全市的な観点から、市南部地域を管轄する新たな児童福祉センターの設置が喫緊の課題である中、本市が保有する既存の建物であるコミュニティセンターの施設を有効に活用することにより早期実現を目指したものです。</p> <p>場所については、利用者が分かりやすいよう、十分周知を図ってまいります。</p>
<p>6 今後の日程について</p>	
<p>第2児童福祉センターをできるだけ早く設置して欲しい。</p>	<p>市民の皆様からいただいた意見等を踏まえ、基本構想を策定した後、今年度に設計を行い、来年度以降工事に着工する予定であり、平成24年度の開設を目指して今後進めてまいります。</p>

7 その他の意見等

第2児童福祉センターという大きな建物を作るよりも、地域にもっとたくさんの療育施設や相談所を作って欲しい。

集団療育の実施等、療育事業の充実に力を入れて欲しい。

廃校となった学校を利用するなどして、各地域に就学児童の療育施設を設立して欲しい。就学児童の療育を充実させて欲しい。

本基本構想にも掲げておりますが、児童療育センターでの療育事業の拡充に取り組むとともに、療育ニーズ等を踏まえ、今後とも、療育事業の充実に努めてまいります。

児童の成長を見据えた隙間のない支援の確立は、本基本構想においても今日的な課題として掲げているところであり、学校等の関係機関と連携した支援に取り組んでまいります。